

森林資源・森林吸収量算定基礎調査事業（拡充）

【平成27年度概算決定額 664,360（700,355）千円】

対策のポイント

持続可能な森林経営に関する森林の現況を継続的に把握・分析するとともに、次世代情報処理技術を活用した森林情報の効率的な利活用を可能とする森林情報システムの標準化を図り、森林の計画的な整備・保全を推進します。

また、気候変動枠組条約・京都議定書締約国（先進国）に課せられている報告義務を果たすため、森林吸収量の報告に必要なデータを収集・分析するとともに、国際審査等に備えます。

<背景／課題>

- ・国際的な課題である持続可能な森林経営の推進に当たって、我が国は、モントリオール・プロセスや生物多様性条約など、今後の国際的議論の中で主導的な役割を担う責務を負っており、森林の生物多様性を含め森林資源の現況の把握・分析に係る調査の実施及び体制の整備は喫緊の課題となっています。
- ・森林・林業基本計画を着実に推進するためには、森林に対する所有者の意向などを踏まえ、森林の履歴・現況や将来の姿の効率的な分析・評価を基にした森林の適切な維持・管理及び安定的な木材供給体制の構築が求められています。
- ・また、気候変動枠組条約・京都議定書締約国は、毎年、温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、条約事務局へ報告する義務があり、京都議定書第2約束期間（2013年～2020年）に参加しない我が国も森林吸収量について算定・報告の必要があります。
- ・併せて、条約事務局による国際審査等に適切に対応する必要があります。

政策目標

- 持続的な森林経営を評価するための国際的な取組への利用
生物多様性条約愛知目標の達成状況、FAO世界森林資源評価への活用・反映
- 国際的に合意された森林吸収量算入上限値
基準年（1990年）総排出量比3.5%（2013～2020年の年平均量）の達成
- 開発した成果を利用して作成される森林計画数
全ての地域森林計画（平成32年度）

<内容>

1. 森林生態系多様性基礎調査

適切な森林施業の確保や国際的な課題である「持続可能な森林経営」に向け、森林の状態と変化の動向を全国統一の手法で計画的に把握するとともに、国際的な持続可能な森林経営の基準・指標に対応するための森林情報の分析を実施します。

2. 森林吸収源インベントリ情報整備事業

気候変動枠組条約・京都議定書締約国に課せられている報告義務を果たすため、土地利用変化量や伐採木材製品（HWP）の炭素蓄積変化量の把握等により、森林吸収量の算定・報告のためのデータの収集・分析を行います。併せて、条約事務局による国際審査に対応するための技術的課題の分析・検討等についても行います。

3. 森林情報高度利活用技術開発事業

次世代情報処理技術を活用し、森林の現況調査データや所有者情報など多岐にわたり増加し続ける大量の森林関連情報を効率的かつ安全に利活用するため、森林情報システムの仕様・データ形式の標準化を支援します。また、地域のニーズ等を踏まえた実効性の高い森林計画の作成、木材需要者が原木を適時・適量に調達するための分析が可能となる実証システムの開発に対して支援します。

<補助率>

- 1、2 委託
- 3、 定額

<事業実施主体（委託先）>

民間団体

<事業実施期間>

- 1. 平成22年度～平成30年度（9年間）
- 2. 平成18年度～平成35年度（18年間）
- 3. 平成25年度～平成28年度（4年間）

[	担当課：1、3の事業	林野庁計画課
	2の事業	森林利用課、木材産業課